（平成二十八年厚生労働省告示第二百七号の一部改正）

第四条　平成二十八年厚生労働省告示第二百七号（雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準を定める件の一部を改正する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 1　（略） 2　この告示の適用の日（以下「適用日」という。）前に雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十条の二第一項の規定により厚生労働大臣が指定した教育訓練であって、適用日以降に、雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準第二項第一号ロ(2)(v)に規定する教育訓練の内容に該当し、かつ、同号ロ(2)(v)に規定する教育訓練の期間を超えるもの又は同項第五号ロ(5)に該当しないものが、一般教育訓練に係る指定基準を満たす場合は、厚生労働大臣は、適用日から当分の間、当該教育訓練を一般教育訓練として指定することができる。	附　則 1　（略） 2　この告示の適用の日（以下「適用日」という。）前に雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十条の二第一項の規定により厚生労働大臣が指定した教育訓練であって、適用日以降に、第二項第一号ロ(2)(v)に規定する教育訓練の内容に該当し、かつ、同号ロ(2)(v)に規定する教育訓練の期間を超えるもの又は同項第五号ロ(5)に該当しないものが、一般教育訓練に係る指定基準を満たす場合は、厚生労働大臣は、適用日から平成三十年三月三十一日までの間、当該教育訓練を一般教育訓練として指定することができる。ただし、当該指定は、平成三十年三月三十一日限り、その効力を失う。

（平成二十九年厚生労働省告示第百八十号の一部改正）

第五条　平成二十九年厚生労働省告示第百八十号（雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準を定める件の一部を改正する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 1　（略） 2　この告示の適用の日（以下「適用日」という。）前に雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十条の二第一項の規定により厚生労働大臣が指定した教育訓練であって、適用日以降に、雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準第二項第一号ロ(2)(v)ただし書きに規定する教育訓練の内容に該当し、かつ、同号ロ(2)(v)ただし書きに規定する教育訓練の時間に満たないもの若しくは期間を超えるもの又は同項第五号ロ(5)に該当しないものが一般教育訓練に係る指定基準を満たす場合は、厚生労働大臣は、適用日から当分の間、当該教育訓練を一般教育訓練として指定することができる。 3　（略）	附　則 1　（略） 2　この告示の適用の日（以下「適用日」という。）前に雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十条の二第一項の規定により厚生労働大臣が指定した教育訓練であって、適用日以降に、第二項第一号ロ(2)(v)ただし書きに規定する教育訓練の内容に該当し、かつ、同号ロ(2)(v)ただし書きに規定する教育訓練の時間に満たないもの若しくは期間を超えるもの又は同項第五号ロ(5)に該当しないものが、一般教育訓練に係る指定基準を満たす場合は、厚生労働大臣は、適用日から平成三十年三月三十一日までの間、当該教育訓練を一般教育訓練として指定することができる。ただし、当該指定は、平成三十年三月三十一日限り、その効力を失う。 3　（略）

附　則

1　この告示は、公布の日から適用する。ただし、第一条の規定及び附則第二項の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

2　この告示の適用の日（以下「適用日」という。）前に雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十条の二第一項の規定により厚生労働大臣が指定した教育訓練であって、適用日以降に、雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準第二項第一号ロ(2)(vi)に規定する教育訓練の内容に該当し、かつ、同号ロ(2)(vi)に規定する教育訓練の期間を超えるもの又は同項第五号ロ(6)に該当しないものが一般教育訓練に係る指定基準を満たす場合は、厚生労働大臣は、適用日から当分の間、当該教育訓練を一般教育訓練として指定することができる。

○農林水産省告示第千五百三十三号

農林水産省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年農林水産省令第二十一号）第三条第一項の規定に基づき、電子情報処理組織による申請等に関する告示（平成十五年農林水産省告示第五百五十一号）の一部を次のように改正し、平成二十九年十月六日から施行する。

平成二十九年十月六日　　農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表（第一条第二項関係） 一　（略） 二　植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）第二十五条第一項本文の規定による提出 三～七　（略）	別表（第一条第二項関係） 一　（略） （新設） 二～六　（略）

○農林水産省・国土交通省告示第二号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第四十条第二項の規定による海岸保全施設の管理の所掌の方法についての協議が成立したので、同条第三項の規定により、その内容を次のとおり公示する。

平成二十九年十月六日　　農林水産大臣　齋藤　健
国土交通大臣　石井　啓一

一　海岸保全施設の位置及び種類　宮城県仙台湾沿岸仙台塩釜港海岸越ノ浦地区（塩竈市越ノ浦百四十六番二百十四地内及び地先）に係る海岸保全区域内の水門

二　管理を所掌する主務大臣　農林水産大臣

三　管理を所掌する期間　告示の日から一に掲げる海岸保全施設の廃止の日まで

四　所掌する管理の内容　海岸保全施設整備事業として施行する工事及び工事施工上必要な管理並びに完成後の施設維持に必要な管理